

さらに詳しく（さらに深く、さらに広く）

夜間中学校とは

(1)教育機会確保法とは

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
(平成28年12月14日公布)

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における 最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であって学校における就学の機会が提供されなかった もののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2)夜間中学校とは

夜間中学校とは、名前の通り、主として夕方以降の時間に授業が行われる中学校の夜間学級のことです。昼間に授業が行われる中学校と同じく、全ての課程を修了すると中学校卒業資格が得られます。

夜間中学の設立の背景には、戦後の混乱期に様々な理由から昼間に中学校へ通うことができなかった人たちの存在があります。昭和 20 年代初頭、こうした人たちに義務教育の機会を提供しようと、公立中学校の二部という形で、夜に授業が受けられる夜間学級を設置したのが夜間中学校の始まりです。

現在、夜間中学校に通う人たちは、何らかの事情で学齢期に義務教育の機会を十分に得られなかった人たちです。例えば、戦後の混乱期に学齢期を迎えたために学校に通えなかった人、様々な事情(不登校など)から十分に学校に通えないまま中学校を卒業した人、日本や母国で義務教育を修了していない外国籍の人など、さまざまです。

こうした多様な背景がある人たちの「学びたい」という願いに対して、夜間中学校は一律の教育ではなく、一人ひとりの状況や希望に寄り添った学びを提供し、学びの機会の確保に重要な役割を果たしています。

(参考:政府広報オンライン 夜間中学校を知っていますか?)

(3)夜間中学校の設置・検討状況

2025年(令和7年)10月時点で、41都道府県・指定都市に62校が設置されています。

北海道 1校 宮城県 1校 福島県 1校

茨城県 1校 群馬県 1校 埼玉県 1校 千葉県 3校 東京都 8校 神奈川県 3校

石川県 1校 静岡県 1校 愛知県 2校 三重県 1校

滋賀県 1校 京都府 1校 大阪府 11校 兵庫県 4校 奈良県 3校 和歌山県 1校

鳥取県 1校 岡山県 1校 広島県 1校

徳島県 1校 香川県 1校 高知県 1校

福岡県 3校 佐賀県 1校 熊本県 1校 長崎県 1校 宮崎県 1校 鹿児島県 1校 沖縄県 1校

令和8年度には、栃木県、福井県、愛知県(3校)、和歌山県、大分県に、令和9年度には、青森県青森市、富山県、長野県軽井沢町、新潟市に設置が予定されている状況にあります。また、山形県、長野県上田市、山梨県、岐阜県で新設が検討されています。

(参考:夜間中学の設置・検討状況 2025年10月 文部科学省)